

自己チェックテスト

自己チェックテスト

問題 1 (第 1 章「酒類販売管理者」)

(1) 次の文章の空欄に適切な語句を選択肢の中から選んで記入してください。

酒類小売業免許に係る規制緩和が進展する中、酒類業を巡る環境の変化を見据えて、酒類小売業者は①[]ごとに酒類販売管理者を選任しなければならないこととされました。

酒類販売管理者は、その選任された②[]において、③[]又は酒類の販売業務等に従事する者に対し、これらの者が酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守してその業務を実施するため必要な④[]又は⑤[]を行うこととされています。具体的な指導内容は次のとおりです。

- ① 酒類と他の商品との明確な⑥[]陳列
- ② 「酒類の⑦[]である」又は「酒類の⑧[]である」旨及び「⑨[]であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の適正な表示
- ③ 酒類自動販売機の適切な⑩[]及び表示基準に基づく適正な表示
- ④ 未成年者飲酒防止及び適正飲酒等の⑪[]の方法（ポスターの掲示、店内放送など）
- ⑤ ⑫[]と思われる購入者に対する対応（⑬[]の実施）
- ⑥ その他、酒類の⑭[]や酒類の販売業務に関する法令の知識の普及等

選択肢

- | | | | | | | |
|-----------|-----|-----|------------|-------|-------|-------|
| ①酒類小売業者 | ②特性 | ③売場 | ④20 歳以上の年齢 | ⑤注意喚起 | ⑥年齢確認 | |
| ⑦酒類の小売販売場 | ⑧指導 | ⑨助言 | ⑩区分 | ⑪陳列場所 | ⑫管理 | ⑬未成年者 |

(2) 次の文章の空欄に適切な数字を記入してください。

酒類販売管理者はその選任された販売場に常駐することを義務付けられているものではありませんので、長時間不在となるなど、酒類の販売業務に従事する者の中から酒類販売管理者に代わる者を「責任者」として指名し、配置することが求められています。責任者の指名の基準は次のとおりです。

- ① 夜間（①[]時から翌日②[]時）において、酒類の販売を行う場合
- ② 酒類販売管理者が常態として、その選任された販売場に長時間（③[]～④[]時間以上）不在となる場合がある場合
- ③ 酒類売場の面積が著しく大きい場合（⑤[]平方メートル以上の場合）
この場合、⑥[]平方メートルを超えるごとに、1 名以上の責任者を指名する

ことが求められています。

- ④ 同一建物内において酒類売場を設置している階が複数ある場合

この場合、酒類販売管理者のいない各階ごとに、1名以上の責任者を指名することが求められています。

- ⑤ 同一の階にある複数の酒類売場が著しく離れている場合（㉔ メートル以上離れている場合）

- ⑥ 複数の酒類売場が著しく離れていない場合であっても、同一の階において酒類売場の点在が著しい場合（㉕ 箇所以上ある場合）

- ⑦ その他酒類販売管理者のみでは酒類の適正な販売管理の確保が困難と認められる場合

問題2（第1章「酒類販売管理者」）

酒類は、高率な酒税が課せられる課税物資であることが指摘されていますが、次の酒類にはどれくらいの酒税が課せられているか、次の選択肢から選んで記入してください。

- ① 清酒一升ビン（1.8 ㍓） 答（ ）
② 缶ビール （350 ml） 答（ ）

選択肢

㉖ 9 7 円 ㉗ 3 2 6 円 ㉘ 2 1 6 円 ㉙ 7 7 円

問題3（第2章 第1節「酒税法」）

次の文章の空欄に適切な語句を記入してください。

酒類小売業者は、酒類の仕入や販売に関する事項について、帳簿に記帳し、その帳簿を販売場に備え付け、帳簿閉鎖後㉚ 年間保存する必要があります。

なお、帳簿はその都度記帳しなければならないこととされていますが、卸売したもの以外に限り、販売数量及び販売年月日については、次の2点を厳守する場合には、㉛ 箇月を超えない期間中の合計数量により一括して記帳しても差し支えないこととされています。

- ① 仕入れた酒類の全部について、仕入の都度、仕入先から仕入に関して記帳が必要な事項が全て記載された伝票の交付を受け、それを㉜ 年以上保存しておくこと
② ㉝ 箇月を超えない月の㉞ に酒類の㉟ を行うこと
しかしながら、仕入に関する事項については、その都度記帳しなければなりません。

問題4（第2章 第2節「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」）

次の文章の空欄に適切な語句を選択肢の中から選んで記入してください。

(1) 容器や包装に関する表示

酒類小売業者であっても、保税地域から酒類（輸入酒類）を引き取る場合や販売場で酒類を詰め替える場合には、容器や包装の見やすい所に小売業者の①A□□、②B□□、引取り先又は詰替の③C□□、容器の④D□□、酒類の⑤E□□、⑥F□□などのほか「未成年者の飲酒は法律で禁じられています」、「飲酒は20歳になってから」等の未成年者の飲酒防止に資する文言を明瞭に表示しなければならないこととされています。

(2) 酒類の陳列場所に関する表示

酒類の陳列場所の見やすいところに、「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨の表示と「⑦G□□以上の年齢であることであることを⑧H□□できない場合には酒類を⑨I□□しない」旨の2つの表示をしなければならないこととされています。

この場合において、酒類の陳列場所が壁等により他の商品の陳列場所と明確に分離されていない場合については、例えば酒類を他の商品と陳列棚又は陳列ケース等により明確に区分した上で表示するなど、陳列されている商品が酒類であることを購入者が⑩J□□認識できる方法により表示するものとされています。

(3) 酒類の自動販売機に関する表示

酒類の自動販売機に関しては、次の事項を自動販売機の前面の見やすい所に、夜間でも判読できるように明瞭に表示しなければならないこととされています。

- ① 未成年者の飲酒は法律で禁止されていること
- ② ⑪K□□の氏名又は名称、⑫L□□の氏名、並びに連絡先の⑬M□□及び⑭N□□。
- ③ 販売停止時間（「午後⑮O□□時から翌日午前⑯P□□時まで販売を停止している」旨

選択肢（使用しないものも含まれています。）

- | | | | | | | |
|----------|-------|---------|-------|---------|------|-----|
| ①氏名又は名称 | ②容量 | ③アルコール分 | ④エキス分 | ⑤確認 | ⑥5 | ⑦6 |
| ⑧酒類販売管理者 | ⑨電話番号 | ⑩品目 | ⑪住所 | ⑫場所の所在地 | ⑬11 | ⑭10 |
| ⑮20歳 | ⑯18歳 | ⑰販売 | ⑱免許者 | ⑲所在地 | ⑳容易に | |

問題5（第2章 第3節「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」）

次の文章の空欄に適切な語句を記入してください。

この法律の適用対象となる酒類は、①A□□、②B□□□□□□□□、③C□□□□□□□□です。
酒類小売業者は、平成22年10月1日以降、指定米穀等を取引したときなどに、その内

容について記録の④ 及び⑤ が必要になります。

また、指定米穀等を消費者に販売する場合は、⑥ を伝達する必要があります。

問題6（第2章 第4節「未成年者飲酒禁止法等」）

次の文章の空欄に適切な語句を記入してください。

未成年者飲酒禁止法では、未成年者の飲酒が禁じられていることに加え、① 等は、その子供が飲酒していることを知った場合には、これを制止しなければならず、制止しない場合には、科料に処せられることが定められています。

酒類の販売業者は、未成年者が飲用することを知って酒類を販売又は供与した場合には、② 万円以下の罰金に処せられます。また、未成年者飲酒禁止法の規定に違反し罰金の刑に処せられた場合、酒税法の規定により酒類販売業免許等の③ 事由になります。

問題7（第2章 第5節「独占禁止法等」）

(1) 独占禁止法では、公正な競争を阻害するおそれのある行為を禁止しています。次は禁止されている行為の一部を説明したものです。次の文章の空欄に適切な語句を選択肢の中から選んで記入してください。

- ① 差別対価とは、有力なメーカーや卸売業者が同一の商品について、取引価格等に
④ な理由なく差別的な取り扱いをし、差別を受ける相手方の競争機能に
⑤ かつ⑥ な影響を及ぼす行為をいいます。
- ② 不当廉売とは、⑦ な理由なく商品を、⑧ に要する費用を⑨ 下回る対価で⑩ して販売し、競争者の事業活動を困難にさせるおそれがある行為をいいます。
- ③ 優越的地位の濫用とは、取引関係において優越した地位にある事業者が、取引の相手方に対して不当な要求をすることです。例えば、取引関係において優越した地位にある有力な酒類小売業者が酒類を納入している酒類卸売業者に対し、購買力を濫用して行き過ぎた⑪ での納入を強要したり、売場の改装費用を⑫ させたりすることなどが該当します。

選択肢

①直接 ②正当 ③著しく ④低価格 ⑤合理的 ⑥重大 ⑦供給 ⑧継続 ⑨負担

(2) 不当景品類及び不当表示防止法（景表法）で規制されている総付景品（商品の購入者又は入店者全員に対して提供される景品）に関して説明した次の表を完成させてください。

商品の取引価額	景品類の最高額
1,000 円未満	(イ) 円
1,000 円以上	取引価額の 2/ (ロ)

(3) 国税庁は「酒類に関する公正な取引のための指針」において、すべての酒類業者が尊重すべき酒類の取引に関する 4 つの公正なルールを示しています。次の空欄に適切な語句を記入してください。

- ① な価格の設定
- ② 取引先等の な取扱い
- ③ な取引条件の設定
- ④ 透明かつ なリベート類

問題 8 (第 2 章 第 6 節「環境関係法」)

次の文章の空欄に適切な語句を記入してください。

(1) 総論

資源の有効な利用を目指して、いわゆる 3 R 活動、リデュース、リユース、リサイクルが取り組まれています。リデュースとは、廃棄物の① 、リユースは、部品等の② 、リサイクルは使用済物品等の原材料としての③ のことです。

(2) 容器包装リサイクル法について

① 再商品化義務

特定事業者には、自らが利用した特定容器及び特定包装又は自らが製造等した特定容器の④ に応じて、再商品化(リサイクル)する義務が課せられています。

② 義務の対象者

酒類小売業者は、販売する商品を特定包装で包んで販売するため、特定事業者に該当します。しかしながら、常時使用する従業員の数が⑤ 人以下で、かつ、全事業の総売上高が⑥ 千万円以下の事業者は、再商品化義務を負わないものとされています。

③ 記帳義務

特定事業者は、再商品化義務量や排出見込量など主務省令で定められている事項を帳簿に記載し、これを 1 年ごとに閉鎖し、閉鎖後⑦ 年間保存しなければならないこととされています。

酒類販売管理研修モデルテキスト
(平成 27 年 3 月)